

地域防災計画本編 令和7年3月修正 新旧対照表

【地震1.2－8】

新	旧
第3 防災拠点の整備 市長公室・保健所・消防局 1. 活動拠点の整備 ① 災害医療施設 (略) ② 消防施設 ア 消防局・消防指令センターの整備 消防局庁舎・消防指令センターは、消防活動の拠点としての機能を適切に発揮する必要があるが、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」にあるため、必要な所定の耐震性を確保するとともに、浸水想定区域外へ移転する必要がある。 <u>なお、市は、災害対策本部の代替施設として、消防指令センターを位置付け、同施設6階（職員研修所部分）を使用することとしているが、移転後は、その機能を移転先の消防局庁舎・消防指令センター2階（消防局庁舎）の消防研修室・会議室等の約500㎡を中心に、必要な面積及び設備を整備する。</u> イ 消防署所の整備 (略)	第3 防災拠点の整備 市長公室・保健所・消防局 1. 活動拠点の整備 ① 災害医療施設 (略) ② 消防施設 ア 消防局・消防指令センターの整備 消防局庁舎・消防指令センターは、消防活動の拠点としての機能を適切に発揮する必要があるが、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」にあるため、必要な所定の耐震性を確保するとともに、浸水想定区域外へ移転する必要がある。 イ 消防署所の整備 (略)

【地震1.3－6～11】

新	旧
第5 ライフライン施設の整備 市長公室・下水道部 1. 上水道施設 (略) 2. 下水道施設 (略) 3. 護岸等 <u>(1) 海岸保全施設</u> 市は、国及び県に対して、老朽化が進行し、大規模地震に対する耐震性能を有していない海岸保全施設について、着実に整備が進むよう、要請する。 <u>(2) 市管理の護岸</u> 市は、市管理の護岸に隣接する公共施設の安全確保、防災機能の強化を図るために、護岸の耐震改修を行う。 4. 電気施設 ～ 7. 鉄道 (略)	第5 ライフライン施設の整備 市長公室・下水道部 1. 上水道施設 (略) 2. 下水道施設 (略) 3. 電気施設 ～ 6. 鉄道 (略)